

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく審査状況について

令和3年11月4日
化学物質安全対策室

令和元年7月（第2回）以降の薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会における化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき行われた新規化学物質、一般化学物質、優先評価化学物質及びその他の審査状況については、以下のとおり。なお、令和元年7月（第4回）までの審査状況については、令和元年6月までの化学物質安全対策部会で報告済み。

【新規化学物質に係る審査状況】

		審査物質数	この内、特定新規化学物質相当と判定された物質数
令和元年度 (平成31年度)	令和元年9月(第5回)	43	1
	令和元年10月(第6回)	30	1
	令和元年11月(第7回)	19	—
	令和元年12月(第8回)	19	1
	令和2年1月(第9回)	16	—
	令和2年3月(第10回)	43	1
令和2年度	令和2年4月(第1回)	23	—
	令和2年5月(第2回)	22	—
	令和2年6月(第3回)	11	—
	令和2年7月(第4回)	21	1
	令和2年9月(第5回)	26	1
	令和2年10月(第6回)	24	—
	令和2年11月(第7回)	29	1
	令和2年12月(第8回)	16	1
	令和3年1月(第9回)	25	—
	令和3年3月(第10回)	38	1
令和3年度	令和3年4月(第1回)	7	—
	令和3年5月(第2回)	15	—
	令和3年6月(第3回)	20	—
	令和3年7月(第4回)	22	1
	令和3年9月(第5回)	22	—
	令和3年10月(第6回)	14	—

合計	505 ^{※1}	10
----	-------------------	----

※1: 第一種特定化学物質と判定された物質はなかった。また、優先評価化学物質相当と評価された物質はなかった。

【一般化学物質のスクリーニング評価の実施状況】

	優先評価化学物質相当と判定された物質数 [※]	
	人健康影響観点	生態影響観点
令和元年 11 月(令和元年度第7回)	4	2
令和2年 12 月(令和2年度第7回)	1	5
合計	5	7

※: 評価単位が決まった物質であっても、個別の CAS 番号等の単位で有害性情報が得られた物質数を記載している。

【優先評価化学物質の人健康に係るリスク評価（一次）評価Ⅱ等の実施状況】^{※1}

	物質名	現時点の評価段階
令和元年9月(令和元年度第7回)	アクリロニトリル	評価Ⅱ
	N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジイルジアミン	一般化学物質 (指定取消)
令和2年7月(令和2年度第5回)	1, 3-ジイソシアナト(メチル)ベンゼン	評価Ⅱ
令和3年7月(令和3年度第5回)	トルエン ^{※2}	評価Ⅱ
合計	4	

※1: 生態影響の観点からは 10 物質(再審議物質含む)のリスク評価がなされている(令和元年9月(1)、令和2年1月(4)、令和2年9月(1)、令和3年1月(3)、令和3年7月(1))

※2: 「物理化学的性状等の詳細資料」及び「有害性情報の詳細資料」のみの審議

別紙1 平成 30 年 11 月(第7回)、平成 31 年 1 月(第9回)、令和元年 11 月(第7回)及び令和2年 11 月(第7回)の薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会において優先評価化学物質相当と評価され、令和元年8月1日開催の化学物質安全対策部会の後に優先評価化学物質に指定された物質一覧

別紙2 リスク評価(一次)評価Ⅱにおけるアクリロニトリルの評価結果について

別紙3 N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジイルジアミンの評価について

別紙4 リスク評価(一次)評価Ⅱにおける1, 3-ジイソシアナト(メチル)ベンゼンの評価結果について

令和元年11月(第7回)及び令和2年11月(第7回)の薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会において、
優先評価化学物質相当と評価され、令和元年8月1日開催の化学物質安全対策部会の後に
優先評価化学物質に指定された物質一覧

通し番号	官報公示 整理番号	官報公示名称	優先評価化学物質相当と判定された時の名称	人健康影響			生態影響			専門家による詳細評 価を踏まえ優先評価 化学物質に指定	人健康影響の観 点から優先評価 化学物質に指定	生態影響の観 点から優先評価 化学物質に指定	参考		指定日
				暴露 クラス	有害性 クラス	優先度	暴露 クラス	有害性 クラス	優先度				二監 No.	三監 No.	
252 ^{*1}	1-138	シアン化水素					5	1	中		○(生態影響)				令和2年4月1日
253 ^{*1}	3-1301	フタル酸ジエチル	ジエチル=フタラート	4	2	中					○(人健康影響)	○			令和2年4月1日
254 ^{*1}	3-4387	5-クロロ-2-(4-クロロフェノキシ)フェノール					4	1	高			○			令和2年4月1日
255 ^{*1}	4-95 4-96 4-275	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジクロロジフェニルメタン(別名4, 4'-メチレンビス(2-クロロアニリン))		5	1	中					○(人健康影響)	○			令和2年4月1日
256 ^{*1}	4-1715	ビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2, 5(又は2, 6)-ジイル=ジシアニドの混合物		5	2	中					○(人健康影響)	○			令和2年4月1日
257 ^{*1}		ポリ(アザンジルカルボノイミドイルアザンジルカルボノイミドイルアザンジルヘキサ-1, 6-ジイル)のカチオン(窒素原子にプロトンが付加することにより生成したものに限る。)の塩 [*] ※整理番号7-1729「ポリヘキサメチレンピグアニジン」の窒素原子にプロトンが付加することにより生成したカチオンの塩を示す。	ポリヘキサメチレンピグアニド	4	2	中					○(人健康影響)	○			令和2年4月1日
258	2-1289 2-1291 2-2709	(N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミノウムイール)アセタート	1-Tetradecanaminium, N-(carboxymethyl)-N,N-dimethyl-, inner salt				4	1	高			○			令和3年4月1日
259	2-1640	ナトリウム=アルカンスルホナート(C=10~18)又はナトリウム=水素=アルカンジスルホナート(C=10~18)又は二ナトリウム=アルカンジスルホナート(C=10~18)	(アルカン(C=10~18)スルホン酸又はアルカン(C=10~18)ジスルホン酸)のナトリウム塩				3	2	高			○			令和3年4月1日
260	2-3065	ナトリウム=1-メトキシ-1-オキソオクタデカン-2-スルホナート又はナトリウム=1-メトキシ-1-オキソヘキサデカン-2-スルホナート					3	1	高			○			令和3年4月1日
261	2-4053	2-[ジメチル[3-(3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-トリデカフルオロオクタ-1-スルホンアミド)プロピル]アンモニオ]アセタートを主成分(95%以上)とする、2-[ジメチル[3-(3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-トリデカフルオロオクタ-1-スルホンアミド)プロピル]アンモニオ]アセタートとN, N-ジメチル-3-(3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-トリデカフルオロオクタ-1-スルホンアミド)プロピルアミンの混合物					4	1	高			○			令和3年4月1日
262	2-546	ブタン-2-オン=オキシム	2-Butanone, oxime	3	2	高					○				令和3年4月1日
263	4-1977	2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2, 2, 1]ヘプタンとフェノールの1:1反応生成物を主成分(60%以上)とする、2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2, 2, 1]ヘプタンとフェノールの反応生成物(分子量が460以下であるものに限る。)					5	1	中		○(生態影響)	○			令和3年4月1日

アクリロニトリルの化審法リスク評価Ⅱ（人健康影響）に関する経緯と 事業者の排出削減の取組

令和元年9月20日

1. 平成28年3月の3省合同審議会でのリスク評価Ⅱ結果

化審法の優先評価化学物質であるアクリロニトリル（優先評価化学物質通し番号39）については、平成28年3月の3省合同審議会において、人健康影響の観点からリスク評価（一次）評価Ⅱの結果について審議され、「本物質は化審法第2条第3項に基づく第二種特定化学物質に相当する懸念があると考えられるが、本物質はこれまで大気汚染防止法の有害大気汚染物質として事業者の排出抑制措置が行われてきた（※） ことにかんがみ、排出削減の取組の現状及び進捗等を把握した上で、必要な措置を検討する」とされた。（別添参照）

※ 参考：大気汚染防止法有害大気汚染物質としての事業者の自主管理

平成8年5月に大気汚染防止法が改正され、有害大気汚染物質対策について事業者の責務が追加された。これを受け、化学産業等の事業者団体は、通商産業省（当時）と環境庁（当時）が策定した「事業者による有害大気汚染物質の自主管理の促進のための指針」に沿って有害大気汚染物質（アクリロニトリル等、12物質）の削減に向けた自主管理計画（第一期：平成9年度～平成11年度）・（第二期：平成13年度～平成15年度）を策定し、自主的な排出削減に取り組んだ。

また、国は、この事業者団体の自主管理計画の取組状況のフォローアップを行うため、毎年度、産業構造審議会（経済産業省）及び中央環境審議会（環境省）において、排出削減実績や次年度の自主管理計画等についてチェック・アンド・レビューを行った。

平成15年度に第2期自主管理計画が終了したことをうけ、産業構造審議会化学・バイオ部会リスク管理小委員会第8回有害大気汚染物質WG（平成17年5月12日）において、有害大気汚染物質の自主管理に係る今後の取組について審議された。

このなかで、事業者の自主管理計画に基づく有害大気汚染物質対策について、①多数の業種において様々な手法により排出削減の取組を柔軟に進めた結果、すべての物質で削減目標を達成し、②環境モニタリングにおいても、大気環境濃度が3年間を通して改善傾向にあり、環境基準値を超える地域が一部存在しているもののその地点は大きく減少しているなど、大きな成果をあげたものと評価され業界単位での取組は終了し、個別事業所毎のPRTRデータのチェックを国が行うこととしたが、その取組も平成29年度に終了した。

なお、アクリロニトリルについては、直近の平成29年度の環境モニタリング結果で、大気汚染防止法の指針値（ $2.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過する地点はない（341地点中）。

2. 平成 28 年 6 月の 3 省合同審議会における関係業界団体の取組状況の報告

平成 28 年 3 月の 3 省合同審議会で審議された、PRTR 情報に基づく排出源ごとの暴露シナリオによる評価の中で、吸入経路での暴露濃度が発がん性の有害性評価値 ($0.59 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を超えると推計された地点があったことから、平成 28 年 6 月の 3 省合同審議会で当該地点内の事業所等に関連する 3 つの工業会 (①日本アクリロニトリル工業会、②日本化学繊維協会、③日本 ABS 樹脂工業会) から、これまでの排出削減取組状況や今後の対策見通しなどについて報告を受けた。

3. 平成 28 年 6 月以降の関係業界団体の取組状況と今後の見通し

本日の 3 省合同審議会では、上記 3 工業会から平成 28 年 6 月以降の排出削減取組状況や今後の対策見通しなどについて報告を受ける。

なお、事前の 3 工業会からのヒアリング等から、平成 28 年 3 月のリスク評価 (平成 25 年度 PRTR 排出量を使用した暴露シナリオによる評価 (PRAS-NITE)) で吸入経路での暴露濃度が発がん性の有害性評価値を超えた 13 地点は、各種対策を講ずることにより、令和元年度*では 8 地点、令和 3 年度*には 4 地点、令和 7 年度*には 0 地点に減少する見込みである。(※年度は PRTR 排出実績年度)

- ① 日本アクリロニトリル工業会(アクリロニトリルを製造) : 別紙1
- ② 日本化学繊維協会(アクリロニトリルを原料として使用) : 別紙2
- ③ 日本 ABS 樹脂工業会(アクリロニトリルを原料として使用) : 別紙3

以上

(別添)

平成 28 年 3 月 25 日 3 省合同審議会

リスク評価（一次）評価Ⅱにおけるアクリロニトリルの評価結果について
（人健康影響）

＜評価結果及び今後の対応について＞

- アクリロニトリルについて、人健康影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから一般毒性、生殖・発生毒性及び発がん性の有害性評価値を導出し、暴露評価として、PRTR 情報等に基づく予測環境中濃度の計算、環境モニタリングによる実測濃度を収集し、暴露濃度及び摂取量の推計を行った。リスク評価としてこれらと比較した結果、暴露濃度及び摂取量が有害性評価値を超えた地点が少なからず確認された¹。また、製造・輸入数量の経年変化は近年減少傾向にあるものの、輸出分の減少に相当し国内向けの出荷数量はほぼ横ばいであり、PRTR 排出量は過去 5 年間でほぼ横ばいであった。
- 人健康影響に係る有害性評価において、一般毒性、生殖発生毒性及び発がん性を有することが否定できないことから、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるものに該当する。また、現在得られる情報・知見に基づき、本物質の有する性状及びその製造、輸入、使用等の状況からみて相当広範な地域の環境において、相当程度残留している可能性がある。
- 上記の結果から、本物質は化審法第 2 条第 3 項に基づく第二種特定化学物質に相当する懸念があると考えられるが、本物質はこれまで大気汚染防止法の有害大気汚染物質として事業者の排出抑制措置が行われてきたことにかんがみ、排出削減の取組の現状及び進捗等を把握した上で、必要な措置を検討する。

¹ PRTR 情報に基づく排出源ごとの暴露シナリオによる評価（PRAS-NITE）において、経口経路での摂取量が発がん性の有害性評価値を超えた地点が 3 地点、吸入経路での暴露濃度が発がん性の有害性評価値を超えた地点が 1 3 地点、発がん性における経口経路と吸入経路の HQ の合計値が 1 を超えた地点が 1 5 地点と推計された。様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによる推計モデル（G-CIEMS）において、経口経路での摂取量が一般毒性の有害性評価値を超えた地点が 1 地点、発がん性の有害性評価値を超えた地点が 4 地点と推計された。環境モニタリングによる実測濃度から推計された経口経路での摂取量が有害性評価値を超えた地点が水域で 2 地点（2 地域）、吸入経路での暴露濃度が有害性評価値を超えた地点が大気で 5 年のべ 1 3 地点（9 地点、6 地域）確認された。

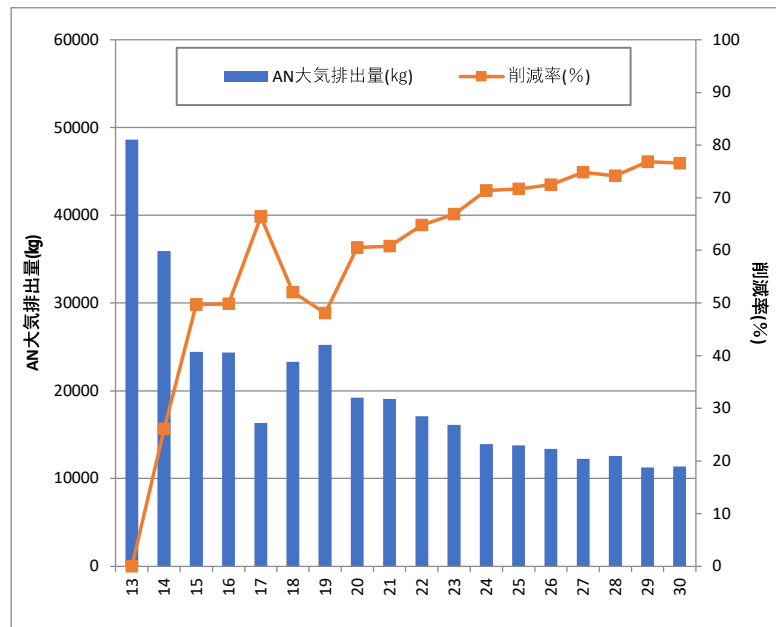
令和元年9月20日

日本アクリロニトリル工業会
東京都千代田区神田須田町2-9

アクリロニトリル（AN）の排出抑制の取り組み状況および今後の見通しについて

1. ANの排出削減の実績推移

年度	AN大気排出量(kg)	削減率(%)
H13	48,601	—
14	35,931	26.1
15	24,441	49.7
16	24,361	49.9
17	16,331	66.4
18	23,311	52.0
19	25,240	48.1
20	19,190	60.5
21	19,070	60.8
22	17,100	64.8
23	16,110	66.9
24	13,930	71.3
25	13,780	71.6
26	13,370	72.5
27	12,240	74.8
28	12,570	74.1
29	11,270	76.8
30	11,390	76.6



※日本AN工業会の会員企業のPRTR届出データ(大気排出量)の合計

2. 排出削減の取り組み状況

これまで、ANの大気排出に対して以下の施策を実施してきており、平成30年度のANの大気排出量は11,390kgと平成13年度対比で76.6%の削減率となっている。

①排出削減

- ・ ベントスクラバー設置、ベントスクラバー処理ガスの焼却（クローズド化）
- ・ 排ガス焼却炉、排水処理設備の運転条件管理

②排出管理

下記測定を定期実施し、濃度把握するとともに異常時には迅速に対応

- ・ 各所AN濃度の分析：製造所敷地境界、廃ガス排出箇所（焼却炉煙突など）、作業環境（分析室、制御室など）
- ・ 排水中の COD、T-N 管理

平成28年6月の3省合同審議会決定以降も、AN工業会内においてANの排出削減策について情報交換を行い、削減対策の水平展開を検討するなどして、AN工業会一丸となって更なるANの大気排出削減に努めている。

3. 今後の見通しについて

ANの排出削減強化のための新たな設備投資により、令和5年ごろには、対象事業所のANの大気排出量合計は10,000kg未満に削減されていく見込みであり、平成28年3月の3省合同審議会においてPRTR情報に基づく排出源ごとの暴露シナリオによる評価で指摘されたりリスク懸念箇所は解消されていくものとする。

以上

令和元年 9 月 20 日

日本化学繊維協会
東京都中央区日本橋本町 3-1-11

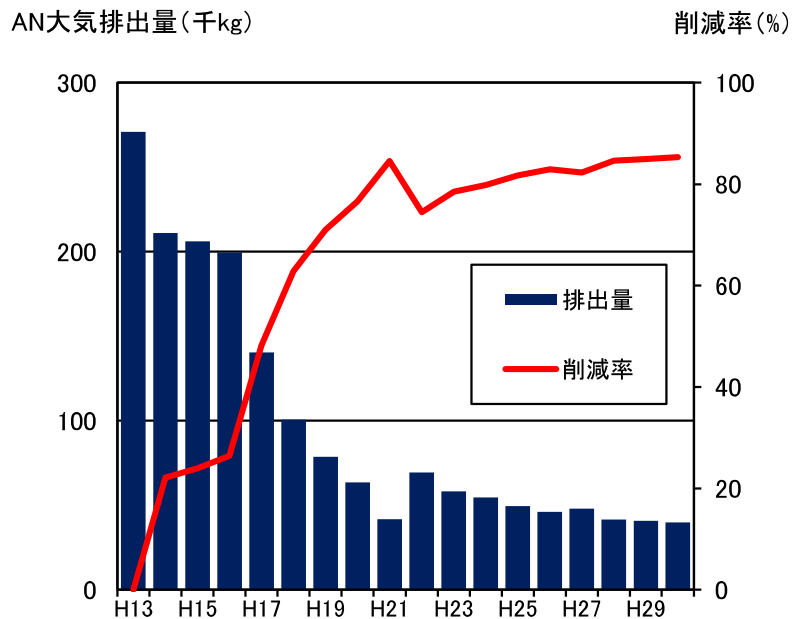
アクリロニトリル排出削減の取組状況及び今後の見通しについて

1. アクリロニトリル排出削減の実績推移

- ・当業界では、アクリル繊維を製造する際、その主原料としてアクリロニトリル(AN)を使用している。
- ・平成 13 年度以降の AN 排出削減実績は図表の通りで、平成 30 年度までに 85.3%の排出削減を果たしてきた。

AN 排出削減の実績推移

年度	AN大気排出量 (kg)	削減率 (%)
H13	271,000	-
H14	211,000	22.1
H15	206,000	24.0
H16	199,400	26.4
H17	140,400	48.2
H18	100,700	62.8
H19	78,700	71.0
H20	63,460	76.6
H21	41,730	84.6
H22	69,340	74.4
H23	58,160	78.5
H24	54,660	79.8
H25	49,520	81.7
H26	46,210	82.9
H27	48,000	82.3
H28	41,610	84.6
H29	40,800	84.9
H30	39,830	85.3



※日本化学繊維協会の会員企業(アクリル繊維製造企業)のPRTR届出データ(大気排出量)の合計値

2. 排出削減の取組状況

- ・平成 28 年 6 月の 3 省合同審議会では平成 26 年度実績までを報告したが、それ以降、平成 30 年度までに 13.8%削減した。
- ・AN 貯蔵タンクの改善、製造工程の未反応 AN モノマ回収等、一定の効果が期待できる対策は平成 27 年度頃までに実施済みで、現在及び今後の対策は、従来以上の費用や技術が求められるにもかかわらず効果が限定的な対策となるが、更なる排出削減のために継続的に努力していく。
- ・現在及び今後の対策としては、従来の対策の一層の強化(未反応モノマ回収効率改善、スタート作業時間短縮による非定常時の AN 排出削減)の他、極めて希薄な AN 回収技術として、蒸留回収、活性炭吸着回収等を講じている。

3. 今後の見通し

- ・新たな対策を検討中の会社を含め、アクリル繊維関連の AN 大気排出量は令和 7 年度頃までに 12,600kg 程度(平成 13 年度比 95.4%削減)に改善され、平成 28 年 3 月の 3 省合同審議会において PRTR 情報に基づく排出源ごとの暴露シナリオによる評価で指摘されたリスク懸念箇所は解消されていく見込みである。

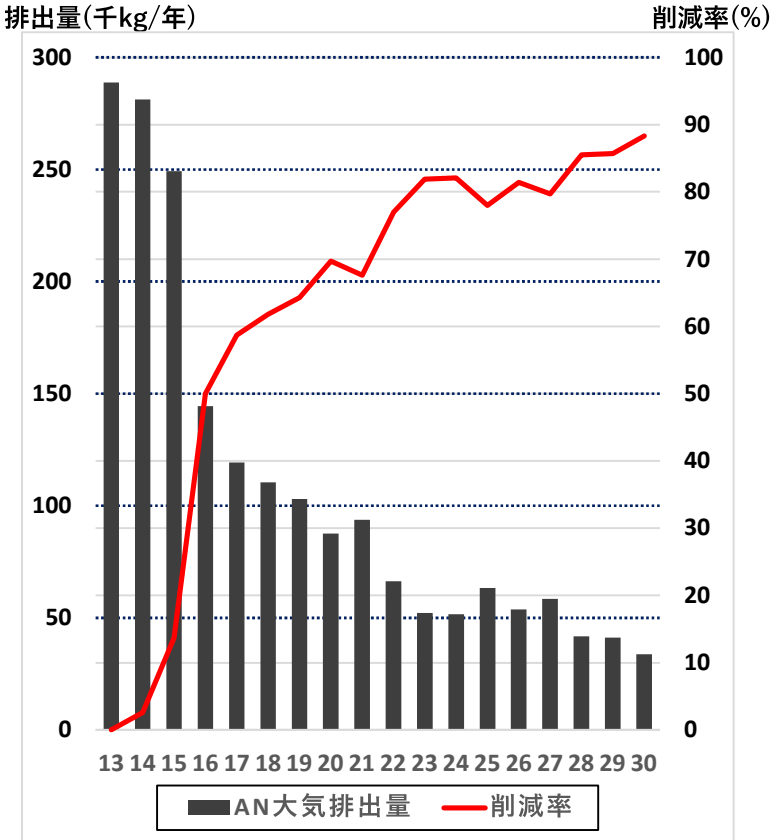
以上

令和元年9月20日
 日本ABS樹脂工業会
 千代田区麴町3番1号

アクリロニトリル排出削減の取組状況及び今後の見通しについて

1. AN排出削減の実績

年度 (平成)	AN大気排出量 (Kg)	削減率 (%)
13	288,800	0.0
14	281,150	2.6
15	249,300	13.7
16	144,370	50.0
17	119,340	58.7
18	110,380	61.8
19	102,990	64.3
20	87,530	69.7
21	93,630	67.6
22	66,300	77.0
23	52,150	81.9
24	51,630	82.1
25	63,400	78.0
26	53,740	81.4
27	58,550	79.7
28	41,800	85.5
29	41,200	85.7
30	33,800	88.3



※日本ABS樹脂工業会の会員企業のPRTR届出データ（大気排出量）の合計値

2. 排出削減の取組状況

- ①平成28年6月の3省合同審議会での報告以降、ABS業界一丸となってANの排出削減に取り組んでいる。平成30年度のAN大気排出量は、33,800kgと13年度対比で88.3%の削減率となっている。
- ②平成28年度以降、各社の状況に応じて、製造プロセス中のANの含有排ガスの捕集強化、排ガスの完全燃焼によるANの完全分解化、また、排ガス低減のための貯蔵タンクの更新等の大規模投資を伴う対策を講じてきている。この結果、ANの排出量抑制は一時の停滞期を脱し、排出削減の効果が出てきている。

3. 今後の見通しについて

ANの排出削減強化のための新たな設備投資を検討している会社を含め、令和3年度頃にはANの大気排出量は20,000kg以下(平成13年度比93.1%の削減)に改善され、平成28年3月の3省合同審議会においてPRTR情報に基づく排出源ごとの暴露シナリオによる評価で指摘されたリスク懸念箇所は解消されていく見込みである。

以上

N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジイルジアミンの評価について
(人健康影響)(生態影響)

令和元年9月
厚生労働省
経済産業省
環境省

- N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジイルジアミン(以下、DMAPA)については、平成24年度に実施したスクリーニング評価において、人健康影響に係る暴露クラス2、有害性クラス3、生態影響に係る暴露クラス2、有害性クラス2を用いて、人健康影響及び生態影響に関する優先度「高」と判定され、平成24年12月に優先評価化学物質に指定された。
- その後、平成26年7月31日に実施されたリスク評価(一次)評価Ⅰにおいて、生態の観点からリスク評価(一次)評価Ⅱに着手することとされ、評価Ⅱプロセスにおいてリスク評価書作成と並行して用途精査が行われていたところ、優先評価化学物質の製造数量等の届出の際に届出られていた用途について疑義があることが判明したため、届出者に対し確認を行ったところ、令和元年5月に水系洗浄剤又は殺生物剤として届出られていた用途が実際は中間物(洗剤又は殺生物剤の合成原料)であったことなどが判明した。
- このため、優先評価化学物質の指定を行った平成24年度の評価対象である平成22年度実績まで遡り用途照会したところ、生態影響に係る暴露量は平成22年度以降平成28年度まで10トン未満となり、この結果を暴露クラス5相当として優先度判定のマトリックスに当てはめると、優先評価化学物質の指定時ならびにそれ以降の年度における優先度はいずれも「中」相当となり、優先評価化学物質相当とはならないことが確認された*。
- さらに、リスク評価(一次)評価Ⅱのプロセスの中で既に収集していた情報を確認したところ、平成28年度の化学物質環境実態調査(水質)の結果は、全国20か所の測定地点の全てで検出下限(3.0×10^{-5} mg/L)未満であり、この検出下限値はDMAPAのPNEC(3.6×10^{-2} mg/L)を下回っていた。また、様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによる推計モデル(G-CIEMS)を用いた評価では、予測環境中濃度(PEC)がPNECを超える地点は確認されなかった。
- 以上の事実を踏まえると、リスク評価(一次)評価Ⅱの結果として、当該物質については、現時点で環境の汚染により広範な地域での生活環境動植物の生息もしくは生育

に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないとすることが妥当と考えられる。

- 一方、人健康影響の観点では、優先評価化学物質に指定されて以降、リスク評価（一次）評価Ⅰ段階にあった。上述の用途照会の結果を踏まえると、人健康影響に係る推計排出量も平成22年度以降平成28年度まで10トン未満となった（暴露クラス5相当）。また、人健康影響に係る有害性の再評価を行ったところ、一般毒性の有害性クラスは3ではなく4、生殖発生毒性の有害性クラスは4、変異原性の有害性クラスは変更なく外であり、人健康影響に係る有害性クラスは4であった。この結果を優先度判定のマトリックスに当てはめると、優先評価化学物質の指定時ならびにそれ以降の年度における優先度はいずれも「低」相当となり、優先評価化学物質相当とはならないことが確認された。
- さらに、生態影響に係る評価と同様の化学物質環境実態調査（水質）の結果及びリスク評価（一次）評価Ⅰにおける人健康影響に係る有害性評価値を用いて、環境中濃度による詳細評価を行ったところ、水質モニタリング濃度に由来する経口経路（飲水及び魚摂取）の摂取量は 1.2×10^{-6} mg/kg/day 未満となり、有害性評価値（0.083 mg/kg/day）を下回ることが確認された。
- 以上の事実を踏まえると、当該物質については、現時点で環境の汚染により広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないとすることが妥当と考えられる。
- 以上を踏まえ、化審法第11条第2号ニに基づき優先評価化学物質の指定の取消しを行い、一般化学物質として製造・輸入数量等を把握することとする。

9

10 平成26年度に優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価Ⅱの審議を開始し、リス
11 ク評価に用いる暴露情報を精査する中で、優先評価化学物質の製造数量等の届出の
12 際に届出られていた用途に誤りのある事例が判明したことを受け、平成27年度以降は
13 スクリーニング評価の段階で、用途確認を開始している。また、平成27年度以降は評
14 価Ⅰ段階においても、用途確認を開始している。しかし、評価Ⅱに進んだ時期によっ
15 てはスクリーニング評価、評価Ⅰ段階における用途確認を経ないまま評価Ⅱ物質とな
16 っている物質もあることから、それらについては、評価Ⅱ実施年度開始までに用途確認を
17 行うこととしている。

18 本物質は平成26年にリスク評価（一次）評価Ⅱに進んだことを受け環境省は平成26
19 年度からリスク評価（一次）評価Ⅱ）に着手した。また、スクリーニング評価及び評価Ⅰ
20 の段階で用途確認を行っていなかったことから、評価Ⅱ実施年度開始までに用途確認
21 を行う必要があったところ、本物質の評価Ⅱを今年度を実施すると事務局間で合意し、
22 平成31年3月開催の3省審議会において報告したことから、経済産業省はすぐに用途

23 照会の必要性を確認、並行してリスク評価書作成が行われていたところ、届出られてい
24 た用途について疑義があることが判明(4月上旬)し、用途に疑義がある届出事業者に
25 対し用途照会を開始したが、事実確認等に時間がかかり、複数の事業者の用途に誤り
26 があることの判明が5月となった。

27 今回のような事案が発生しないよう、次の対応を着実に進めることとする。

- 28 ① 評価Ⅱに進んだ物質の中で、過去に用途確認を行っていない物質について、早
29 急に用途確認を行う。また、引き続きスクリーニング評価及び評価Ⅰにおいて用
30 途確認を行う。
- 31 ② ①の実施に加え、評価Ⅱにおける届出情報の事業者への確認については審議を
32 実施する年度の前年度までに実施するなどのスケジュール等について検討を行
33 う。
- 34 ③ 事業者が新たな届出を行う場合だけでなく、例年同じ化学物質についての届出を
35 行う場合においても、適切な用途を選択できるよう、適時の届出内容の見直しや
36 用途解説資料を確認して用途の選択を行うよう促すなど、正確性の向上に向けた
37 対策を行う。

38
39
40 ※ 用途照会の結果、優先評価化学物質相当とはならないことが判明したため、リスク
41 評価(一次)評価Ⅱにおける詳細なリスク推計の実施は中断した。しかし、現時点まで
42 に得られている知見や検討結果は提示すべきとの考えに基づき、有害性情報の詳細
43 資料、物理化学的性状の詳細資料、および環境モニタリング結果についても合わせて
44 提示することとした。

45 化審法届出情報（推計排出量等の経年変化）

46 DMAPA に関する化審法届出情報（用途照会后）は表 1 及び図 1、2 のとおり。化審法届出情報
 47 に基づく推計排出量は、10 トン以下で推移している。

48

49

表 1 化審法届出情報に基づく出荷数量

用途番号	用途分類	平成 28 年度
		出荷数量 (トン/年)
01	中間物	2,683
06	その他の洗浄用溶剤	2
10	化学プロセス調節剤	6
12	水系洗浄剤 1 《工業用途》	1
15	塗料、コーティング剤[プライマーを含む]	7
23	接着剤、粘着剤、シーリング材	1
25	合成繊維、繊維処理剤[不織布処理を含む]	26
27	プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	11
34	表面処理剤	19
36	作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油剤(エンジン油、軸受油、圧縮機油、グリース等)	1
37	金属加工油(切削油、圧延油、プレス油、熱処理油等)、防錆油	3
計		2,760

50

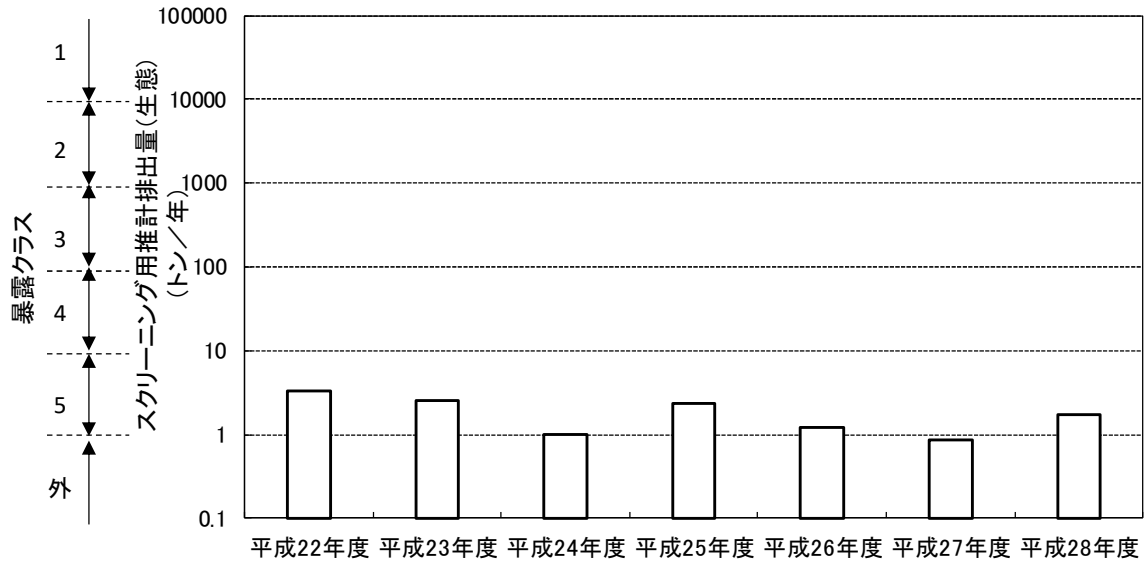


図 1 化審法届出情報に基づくスクリーニング用推計排出量(生態評価用)

51
52
53

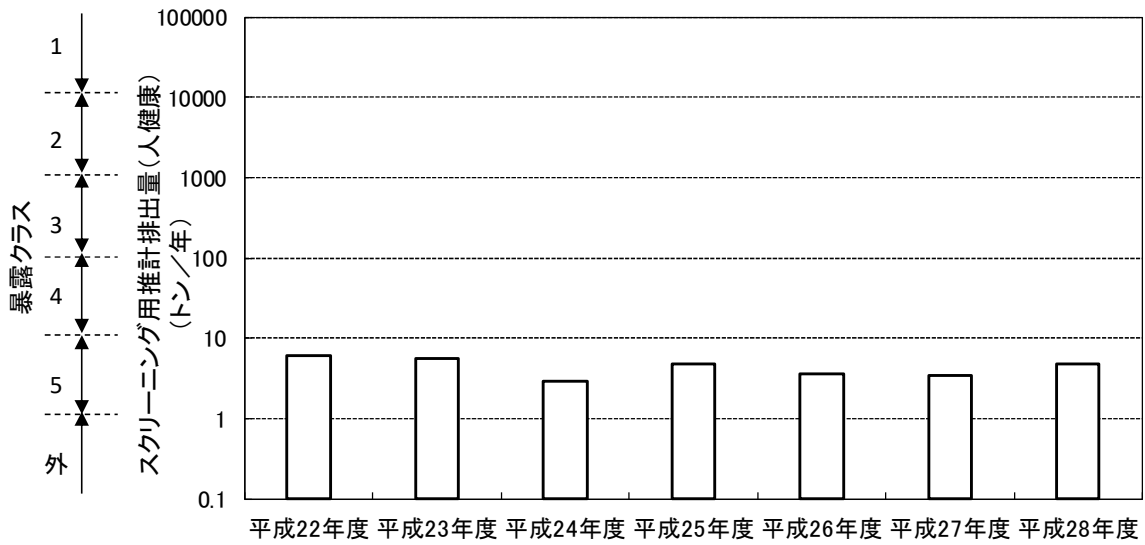


図 2 化審法届出情報に基づくスクリーニング用推計排出量(人健康評価用)

54
55
56

リスク評価（一次）評価Ⅱにおける 1, 3-ジイソシアナト （メチル）ベンゼンの評価結果について（人健康影響）

令和 2 年 1 0 月
厚生労働省
経済産業省
環境省

<評価結果及び今後の対応について>

○ 1, 3-ジイソシアナト（メチル）ベンゼン（以下、「TDI」という。）は、水と反応し変化物を生成することから、親物質である TDI 及び変化物である 2, 4-ジアミノトルエン¹（以下、「TDA」という。）を評価対象物質とした。なお、TDI はその構造から容易に水と反応するため、経口暴露経路については TDA で評価を行った。また、TDI と TDA の物化性状、分解半減期が異なることや TDI の分解機構や変化物の生成量等について不確実性が高いことを考慮し、モデル推計による暴露濃度の算出は親物質の TDI についてのみ行った。なお、環境モニタリングによる実測濃度は TDI、TDA とも収集した。

○TDI の吸入暴露については、人健康影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから有害性評価値を導出し、暴露評価として化審法の届出情報、PRTR 情報（届出情報及び届出外排出量推計）に基づく予測環境中濃度を計算、大気モニタリングによる実測濃度を収集し、暴露濃度の推計を行った。リスク評価としてこれらと比較した結果、排出源ごとの暴露シナリオによるリスク推計結果では、暴露濃度が有害性評価値を越えた地点が 1 地点確認された。一方で、様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ及び大気モニタリングによる実測濃度を用いたリスク推計結果では、暴露濃度が有害性評価値を越えた地点は確認されなかった。なお、排出源ごとの暴露シナリオによるリスク推計結果において暴露濃度が有害性評価値を越えた 1 地点についての大気モニタリングによる実測濃度は得られていない。また、化審法の届出製造・輸入数量及び PRTR 排出量は平成 26 年度以降減少傾向にある。

○TDA の経口暴露については、人健康影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから有害性評価値を導出し、暴露評価として水質モニタリングによる

¹ 2, 6-TDA と比較して 2, 4-TDA の方が、入手できたいずれの毒性項目においても無毒性量が低かったため、2, 4-TDA を評価対象物質とした。

実測濃度を収集し、摂取量の推計を行った。リスク評価としてこれらと比較した結果、摂取量が有害性評価値を越えた地点は確認されなかった。また、大気モニタリングによる実測濃度はいずれも検出下限値未満であった。

○このことから、現在得られる情報・知見の範囲では、現状の取扱い及び排出の状況が継続しても、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。

○ただし、排出源ごとの暴露シナリオによるリスク推計結果において暴露濃度が有害性評価値を越えた地点などにおいて、推計結果に不確実性があることから、暴露情報の精緻化を図ることとする。

(以上)